

個人情報保護制度の見直しに関する中間整理案
「4-1 地方公共団体の個人情報保護制度との関係
(今後の検討の進め方)」について
全国市長会意見

令和2年9月7日
全国市長会

- 地方公共団体における個人情報保護制度が多角的に議論されることは首肯すべきものとするが、これまで条例に基づいた独自の実務が積み重ねられていること、データ利活用に向けた課題の認識に国レベルや民間サイドと温度差があることなどから、都市自治体の間でも、基準を統一化する場合の範囲や手法の考え方に様々な意見がある。したがって、地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないように慎重に検討を進めること。
- 地方公共団体の個人情報保護の在り方を検討するにあたっては、具体的に、現在どのような支障が生じているのかを明確にして個別具体的に検討すること。
- 制度統一の必要性、非識別加工情報の活用の有用性を、国民の理解が得られるよう、解りやすく丁寧に説明し、オープンな場で議論がすること。
- 制度改正により条例改正が必要となる場合は、早期に案を提示するとともに、地方公共団体の意見を十分に聴く機会を設けるなど、十分な準備期間を確保すること。

＜参考＞「主な論点」に対する各都市自治体の意見

〈論点①〉個人情報保護の水準、保護と活用のバランス、我が国全体の制度の整合性の確保等のため、どのような検討が必要か

- 地方公共団体ごとに個人情報についての取扱いが異なることは、個人情報開示制度を利用する側の立場からすれば、不便を感じるおそれもあり、国と地方（法令と条例）の整合性を図ることも検討の一つではないか。
- いわゆる「個人情報保護法制2000個問題」が、新型コロナウイルス感染症や豪雨等々の公衆衛生・災害への迅速な対応の足かせとなっているのではないか、また、新型コロナウイルスの薬の研究等の分野など、結果の正確性が重視される医療分野において弊害となり得るのではないかといった懸念については、具体的な支障事例を明らかにし、必要な議論を行うべき。
- 国および民間の個人情報保護制度が一元的に所管され、医療分野・学術分野での規制の統一を図ろうとしている際に、地方公共団体だけが自治立法権に固執してその枠外に出るのは望ましくない。どのような制度のあり方が国民、住民の福祉の向上に寄与するかを踏まえ、検討することが必要ではないか。
- 個人情報を取り扱っている一部事務組合については、個人情報保護条例を制定するのが適当である。
- 個人情報保護制度の一元化の検討については、これまで各地方公共団体で独自の運用をしてきたことに鑑み、統一的な基準による条例対応ができるよう検討をすすめることが望ましい。
- 個人情報保護制度の在り方については、全国統一ルール、ブロックごとの統一ルール、都道府県単位での統一ルール、市町村ごとに異なるルールによるべき事項など、分野ごとに様々な取扱いがあり、中央集権的統一規律か地方分権的独自規律かは択一のものではなく、事務の内容・特性に応じて統一の必要性（公益性が高いなど）について精査し、必要性が低い場合においては地方分権、地方自治の観点から配慮した緩やかな統一を図ることが望ましい。
- 市・町・村では、個人情報事務登録簿による個人情報の取扱いを採用している場合が多く、国や県の個人情報ファイルによる取扱いと差異が大きく表れているので、個人情報の

利活用を促進する上では、取扱いの統一を図ることが望ましいと考える。

- 今まで個々の地方公共団体により管理され取り扱われていた情報を、全国的、統一的な取扱いにするためには、公文書の管理、保存のルールについても統一的な基準が必要。(公文書の保存年限の考え方や、データの保存方法、活用時の提供方法など)
- 個人情報保護制度と情報公開制度は両輪となる制度であることから、個人情報保護法の改正を行う場合には、情報公開法における情報公開の統一的取扱いも併せて検討する必要があるのではないか。
- 各地方公共団体の条例等の在り方から、個人情報の定義、マイナンバー法の関連性等も含め、統一の程度により、多大な影響が想定される。
- 非識別加工情報については、提案の審査基準や情報の加工水準など、各地方公共団体で大きく異なることから、全国的な統一的基準・ルールの整備を検討する場合は、その範囲について十分議論が必要。また、一定の技術水準や専門人材の確保についても大きな課題であることから、研修の実施などによる専門人材の育成や専門人材の地方への還流、さらに、国による技術的支援が求められる。
- 個人情報のオンライン結合制限規定については、公共の福祉増進を目的とした当該地方公共団体内での利用については自由度を高めるとともに、民間への匿名加工情報の提供については、今なお強い国民の不安に寄り添う必要があるのではないか。
- 学術利用等による個人情報の利用については、特殊な病名等から個人を特定できるようなケース等を検討した場合に、相手の団体を全面的に信頼することは難しいため、協力にはネガティブにならざるを得ない状況がある。利用目的、利用団体等について、国が運用通知・要領のような形で詳細を示すことで、協力する場合の根拠とするなど検討が必要。

〈論点②〉 ①の要請を満たしつつ、各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、制度の安定性を確保するため、どのような制度が考えられるか

- 仮に全ての地方公共団体の個人情報保護条例を廃止し、全ての地方公共団体に通じる「地方公共団体個人情報保護法」が制定されたとしても、現実的には、その解釈・運用をある程度地方公共団体に委ねなければならないため、法の制定により、現在問題とされている、地方公共団体における情報連携や個人情報の利活用についての取扱いの差が解消され、今よりもスムーズに進むとは考え難い。各地方公共団体の個人情報保護条例については現状

のままとし、個人情報の利活用については、個人情報保護委員会が所管する法律を新設すべきである。

- 個人情報保護の分野においては、地域ごとの自治体の多様性に配慮すべき要請がそれほど高いとはいえないので、法律による統一したルールを作って運用することが望ましい。
- 現時点において相当数の地方公共団体において独自の個人情報保護条例が制定済となっていること等地方自治の本旨を踏まえ、統一的な基準を定めるべき分野について精査するとともに、地方公共団体の条例による上乘せ・横出しの裁量を可能な限り確保できるよう議論すべき。
- 匿名加工情報の提供に関し、「匿名性」は自治体の規模や、情報の内容により異なるため、一律的な取扱いではなく、自治体側の求める基準での保護が可能となるよう配慮が必要と考える。
- 学術利用等による個人情報の利用については、特殊な病名等から個人を特定できるようなケース等を検討した場合に、相手の団体を全面的に信頼することは難しいため、協力にはネガティブにならざるを得ない状況がある。利用目的、利用団体等について、国が運用通知・要領のような形で詳細を示すことで、協力する場合の根拠とするなど検討が必要。
(再掲)